

岩手県告示第647号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により開発許可があったものとみなされる次の開発行為に関する工事が完了した。

平成25年8月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 上閉伊郡大槌町大ケロー一丁目180番156の一部、180番158の一部、180番162の一部、180番163の一部、180番165の一部、180番167の一部及び180番170の一部
- 2 開発許可があったものとみなされる者の住所及び名称 盛岡市中央通一丁目7番25号 朝日生命盛岡中央通ビル8階 独立行政法人都市再生機構 岩手震災復興支援局